

一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 17 日

安芸市長 横山 幾夫

第 1 入札に付する事項等

- 1 工 事 名 市道あき病院球場線道路整備工事
- 2 工事番号 第 7-52 号
- 3 工事場所 安芸市 西浜
- 4 概 要 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を適用して入札を行う。
 - (1) 工事概算数量 施工延長 L=302.7m、法枠工 A=977 m²、植生工 A=2,461 m²、帯鋼補強土壁工 A=1,241 m²、側溝工 L=28m、排水工 L=170m
 - (2) 完 成 期 限 令和 8 年 3 月 31 日
繰越手続予定。繰越承認されたときの標準工事日数 380 日。
- 5 予 定 価 格 事後公表
- 6 失格基準相当価格 事後公表
- 7 申請期間 公告の日から 令和 7 年 7 月 30 日（水）まで
- 8 入札日
 - (1) 入札日時
令和 7 年 8 月 5 日（火） 午前 10 時 00 分
 - (2) 入札及び開札場所
安芸市役所 2 階 大会議室
- 9 この入札への参加者は、別に定める入札心得を了知すること。
- 10 この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 者の場合でも入札を行う。
- 11 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 12 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

1 参加企業の要件

- (1) 安芸市の令和7年度指名競争入札参加登録を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日以後落札決定前の間に、安芸市から建設工事等請負業者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 安芸市内に本社を有する者で、公告日時点における安芸市の土木一式工事の格付がAの者。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、②から④については、その手続開始の決定後、安芸市建設工事入札参加資格の再認定を受けている者についてはこの限りでない。
 - ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - ③ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
 - ⑤ この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、建設業法第28条第3項に基づき営業停止処分を受けた者のうち、その範囲を「公共工事に係るもの」とされた者
- (6) 平成27年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）。
 - (ア) 最終請負金額が2,000万円以上の土木一式工事であること。
 - (イ) 発注者が国又は地方公共団体等であること。
- (7) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第2条第5号）に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (8) この入札に参加しようとする他の者との間に、資本関係及び人的関係がないこと。

2 配置技術者の要件

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす主任技術者（監理技術者）を当該工事に配置できること。

- (1) この公告の日以前に申請者に採用され、引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。
- (2) 許可業種の別に関係なく、建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定

されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

- (3) 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者、又は建設業法第7条第2号イ、ロに掲げる者であること。
- (4) 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者、又は建設業法第7条第2号イ、ロに掲げる者であること。
監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了書を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (5) 平成27年度以降、完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事について、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者としての従事経験を有する者であること（施工場所（高知県内外）は問わない。）。ただし、工期途中で変更になっている場合は、実績として認めない。
 - (ア) 最終請負金額が2,000万円以上の土木一式工事であること。
 - (イ) 発注者が国又は地方公共団体等であること。

第3 特定建設業許可の要件

土木一式工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。

第4 評価項目に関する事項

総合評価方式における評価項目は以下のとおりとし、この入札の参加資格申請時に関係資料を提出しなければならない。

1 企業の施工能力の評価

第2の1(6)に規定の工事と同種工事について、過去10年間の施工実績の有無を6段階で評価する。

次の資料を提出すること。

- (1) 同種工事の施工実績届出書
- (2) 当該届出工事のCORINS工事カルテ（CORINS工事カルテがない場合には、当該工事の施工が証明できる契約書、設計図書等）の写し
届け出る工事は、その発注者が国又は地方公共団体若しくは独立行政法人等の公共発注機関によるものに限る。共同企業体構成員としての施工実績を届け出る場合は、当該共同企業体における出資比率が20%以上のものに限る。
(2)の届出がない場合には、施工実績なしとして評価する。

2 配置予定技術者の能力の評価

第2の2(5)に規定の工事と同種工事について、過去10年間の従事経験を6段階、保有資格の状況を3段階で評価する。ただし、工期の途中で変更になっている場合は、従事経験として認めない。

なお、申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合は、2人までに限り候補者をもって申請することができるものとする。この場合は、評価値が低い者を審査対象とする。

次の資料を提出すること。

- (1) 配置予定技術者届出書
 - (2) 当該従事工事の CORINS 工事カルテの写し
 - (3) 技術検定合格証明書（1級又は2級土木施工管理技士と同等の資格を有するとして届け出る場合は、それを証明するに足る資料）の写し
 - (4) 配置予定技術者が監理技術者である場合には、監理技術者資格者証（平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証）の写し
 - (5) 3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し等）
- (2)の届出がない場合には、従事経験なしとして評価する。

第5 評価に関する事項

1 評価基準及び配点

次のとおりとする。

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の 施工能力	同種工事の 施工実績	過去10年間の 同種工事の施工実績	A 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 3件以上	50点
			B 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 2件	40点
			C 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 1件	30点
			D 高知県内における公共機関発注の工事 実績 3件以上	20点
			E 高知県内における公共機関発注の工事 実績 2件まで	10点
			F 工事实績なし	0点
配置 予定 技術 者の 能力	同種工事の 施工実績	過去10年間の 監理技術者、主任技 術者、現場代理人と しての施工従事の有 無	A 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 3件以上	25点
			B 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 2件	20点
			C 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 1件	15点
			D 高知県内における公共機関発注の工事 実績 3件以上	10点
			E 高知県内における公共機関発注の工事 実績 2件まで	5点
			F 工事实績なし	0点
	保有資格	配置予定技術者の 保有する資格	A 1級土木施工管理技士と同等の資格を 有する者	25点
			B 2級土木施工管理技士と同等の資格を 有する者	15点
			C その他の資格を有する者	5点

2 評価方法

- (1) 第2の入札参加資格要件を満たす場合に標準点として100点を与え、評価基準による評価に基づき加算点を加える。
加算点は、企業の施工能力評価50点、配置予定技術者の施工実績評価25点、配置予定技術者の保有資格評価25点の計100点を10点に換算し、最高点数を10点として標準点に加える。
- (2) 標準点に加算点を加えた点数を当該入札参加者の入札価格（単位は「千万円」とする。）で除して得た数値（小数点第5位以下を切り捨て、小数点第4位までで数値化する。）を評価値とし、評価値によって落札者を決定する。
- (3) 加算点が0点の入札参加者であっても、評価値は算定する。

3 落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格が別に定める失格基準相当価格未満のものにあつては、当該入札者を失格として、落札者とはしない。この場合には、入札価格が予定価格と失格基準相当価格の範囲内で、かつ評価値が当該失格者に次いで高い者を落札者とする。

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ評価値の最も高い者が2人以上ある場合の落札者は、くじ引きにより決定する。

第6 入札参加資格の確認申請等

当該工事の入札に参加しようとする者は、別紙3に定める様式により令和7年7月30日（水）までに市長に一般（指名）競争入札参加資格申請書、同種工事の施工実績届出書、配置予定技術者届出書その他必要書類（以下「申請書」等という。）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、別添によりFAX通知する。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

1 申請書等の提出期間

この公告の日から令和7年7月30日（水）午後5時15分まで
申請書等の提出は持参によるものとし、特に認めた場合を除き郵送等その他の方法による申請は受け付けない。

2 交付又は提出場所

安芸市土居 82-1 安芸市企画調整課
電 話 0887-35-1012
FAX 0887-35-4445

3 交付方法

交付場所での直接配布又はホームページからのダウンロード

4 入札参加資格なしと認めた場合の通知

令和7年7月31日（木）

5 入札参加資格がないとされた者に対する措置

第2の入札参加資格を満たすことが条件であり、入札参加資格のないものからの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。

6 入札参加資格の喪失

4の通知を受けない者にあっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあっては落札決定を取り消す。

- (1) 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第7 設計図書の閲覧等

1 閲覧

設計図書は、ホームページ上において閲覧することができる。

2 質疑応答

設計図書の内容についての質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

- (1) 質問は書面で行う（口頭質問には回答しない。）ものとし、安芸市企画調整課へ持参又は郵送若しくはFAX送信すること。FAX送信による場合には、必ず電話により着信の有無を確認すること。
- (2) 書面の受付期間は、この公告の日から令和7年7月31日（木）正午までの執務時間帯の間（閉庁日は除く。）とする。
- (3) 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに文書で行うものとし、第6の4の入札参加資格なしの通知日までにあったものは質問者にFAX通知し、同通知日以後に入札参加資格ありと認めた者すべてにFAX通知する。また、同通知日以降にあったものは、入札参加資格ありと認めた者すべてにFAX通知する。

第8 入札方法等

- 1 郵送による入札は認めない。
- 2 入札時刻に入札会場にいない者については、入札参加を認めない。
- 3 代理人による入札の場合は、その旨の委任状を持参し、入札書投函の前に入札執行者の確認を受けなければならない。
- 4 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 5 別に定める入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。

第9 入札保証金

免除する。

第 10 最低制限価格

失格基準価格を設ける。

第 11 契約保証金

契約金額の 1 割以上の現金、又は西日本建設業保証（株）又は銀行・損保会社等いずれかとの契約金額の 1 割以上の保証契約とする。

第 12 独占禁止法の遵守に係る誓約書

この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領第 2 の規定により、契約担当課へ契約書提出時に、同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第 3 の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

第 13 入札金額の内訳書の提出

入札当日に、入札金額の内訳書の提出を義務付ける。

第 14 入札結果の公表

この入札の結果については、落札者が決定されて 3 日以内に、安芸市企画調整課で閲覧に供することにより公表する。

第 15 その他

- 1 この入札の落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置しなければならない。当該配置予定技術者は、実際の工事施工に当たって原則として変更することができない。
- 2 この入札の落札者は、契約締結時に「現場代理人・技術者届」の提出を義務付ける。
契約期間中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合には、落札の取消し又は契約の解除を行う場合がある。
- 3 この入札の落札者は、契約締結時に中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択できるものとし、契約締結後の変更は認めない。
- 4 本工事は、「週休 2 日制工事」実施要領における対象工事である。
- 5 この工事の請負契約の締結に当たっては、安芸市契約事務規則第 53 条の規定により、安芸市議会の議決を要するため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立することとなる。ただし、落札者決定から安芸市議会の議決を経るまでの間に、落札者が、第 2 に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けたとき、又は建設業法第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けたときは、仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。
- 6 その他不明な点は、安芸市企画調整課に問い合わせること。

別添

参 考

年 月 日

様

安芸市長

一般競争入札参加資格確認通知書

さきに提出された 市道あき病院球場線道路整備工事 に係る一般競争入札参加資格申請については、下記の理由により資格なしと決定したので通知します。

記